

- し込みをした者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結期限等
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
 落札者は、落札後7日以内に契約を締結しなければならない。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県監査委員公告第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37条5項の規定に基づき、包括外部監査人石見敏行から平成13年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成14年4月17日

熊本県監査委員	寺嶋	建
同	山本	豊孝
同	八浪	知行
同	吉本	賢児

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号

熊本県有明海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年4月17日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 黒田 正 明

熊本県有明海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県有明海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程(平成13年熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条(見出しを含む。)中「公務員」を「公務員等」に改める。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第10条の規程により開示請求を拒否する場合 別記第4号の2様式(行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書)

(2) 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第4号の3様式(行政文書の不存在による不開示決定通知書)

別記第4号様式中 「2 条例第10条に該当」 「2 その他」を「3 その他」に改め、同様式の次に(理由)を(理由)に改め、同様式の次に

次の2様式を加える。

別記第 4 号の 3 様式 (第 4 条関係)

行政文書の不存による不開示決定通知書		第 号
住所 氏名		
年 月 日 熊本県有明海区漁業調整委員会 印		
<p>年 月 日付けで講求のありました行政文書の開示については、当該講求に係る行政文書を管理していません。熊本県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のおおし開示しないことと決定しましたので通知します。</p>		
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 作成又は取得していません 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)	
行政文書を管理していない理由		
委員会事務局	(電話番号 (内線))	
備考		
<p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p style="text-align: center;">教示</p>		

別記第 4 号の 2 様式 (第 4 条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書		第 号
住所 氏名		
年 月 日 熊本県有明海区漁業調整委員会 印		
<p>年 月 日付けで講求のありました行政文書の開示については、当該講求に係る行政文書の存否を明らかにできません。熊本県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のおおし開示しないことと決定しましたので通知します。</p>		
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第 10 条に該当 (理 由)	
行政文書の存否を明らかにできない理由		
委員会事務局	(電話番号 (内線))	
備考		
<p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に委員会に対して異議申立てをすることができます。</p> <p style="text-align: center;">教示</p>		

附 則

- 1 この規程は、平成 14年 4月 17日から施行する。ただし、第 3 条の改正規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13年法律第 140号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規程する改正規程を除く。以下この項において同じ。）による改正後の熊本県有明海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程は、この規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

天草不知火海区漁業調整委員会告示第 2 号

天草不知火海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 14年 4月 17日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

天草不知火海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

天草不知火海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程（平成 13年天草不知火海区漁業調整委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条（見出しを含む。）中「公務員」を「公務員等」に改める。

第 4 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第 10 条の規程により開示請求を拒否する場合 別記第 4 号の 2 様式（行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書）
- (2) 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第 4 号の 3 様式（行政文書の不存在による不開示決定通知書）

別記第 4 号様式中 「 2 条例第 10 条に該当 」 を 「 2 その他（理 由）」 に改め、同様式の次に

次の 2 様式を加える。

別記第 4 号の 2 様式（第 4 条関係）

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書 住所 氏名 年 月 日 天草不知火海区漁業調整委員会 印 行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項 行政文書の存否を明らかにできない理由 委員会事務局 備考	行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書 住所 氏名 年 月 日 天草不知火海区漁業調整委員会 印	行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項 行政文書の存否を明らかにできない理由	条例第 10 条に該当 (理 由)	(電話番号) (内線)	教示 この決定に不服を争うときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に委員会に對して異議申立てをすることができます。
	行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書 住所 氏名 年 月 日 天草不知火海区漁業調整委員会 印	行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項 行政文書の存否を明らかにできない理由	条例第 10 条に該当 (理 由)	(電話番号) (内線)	教示 この決定に不服を争うときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に委員会に對して異議申立てをすることができます。

別記第 4 号の 3 様式 (第 4 条関係)

行政文書の不存による不開示決定通知書 第 号 住所 氏名 年 月 日 天草不知火海区漁業調整委員会 印	
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項 行政文書を管理していない理由	
1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)	
委員会事務局	(電話番号 (内線))
備考	

教示

この法定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に委員会に對して異議申立てをすることができません。

附 則

- この規程は、平成 14年 4月 17日から施行する。ただし、第 3 条の改正規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13年法律第 140号) 附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。
- この規程 (前項ただし書に規程する改正規程を除く。以下この項において同じ。) による改正後の天草不知火海区漁業調整委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程は、この規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

熊本県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

熊本県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 14年 4月 17日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬 場 敬 次

熊本県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程 (平成 13年熊本県内水面漁場管理委員会告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条 (見出しを含む。) 中「公務員」を「公務員等」に改める。

第 4 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第 10 条の規程により開示請求を拒否する場合 別記第 4 号の 2 様式 (行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書)

(2) 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第 4 号の 3 様式 (行政文書の不存による不開示決定通知書)

別記第 4 号様式中 「 2 条例第 10 条に該当 」 「 2 その他

を (理 由) に改め、同様式の次に (理 由)

次の 2 様式を加える。

別記第 4 号の 2 様式 (第 4 条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書		第 号
住所 氏名		
<p>年 月 日付は、請求のあり、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、当該請求に係る行政文書の存否を明らかに決定したため、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県内水面漁場管理委員会		
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第 1 0 条に該当 (理 由)	
行政文書の存否を明らかにできない理由		
委員会事務局	(電話番号 (内線))	
備考		
<p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に委員会に対して異議申立てをすることができません。</p> <p style="text-align: center;">教示</p>		

別記第 4 号の 3 様式 (第 4 条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書		第 号
住所 氏名		
<p>年 月 日付は、請求のあり、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、当該請求に係る行政文書を管理しないため、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。</p>		
年 月 日		印
熊本県内水面漁場管理委員会		
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理 由)	
行政文書を管理していない理由		
委員会事務局	(電話番号 (内線))	
備考		
<p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に委員会に対して異議申立てをすることができません。</p> <p style="text-align: center;">教示</p>		

附 則

- 1 この規程は、平成 14年 4月 17日から施行する。ただし、第 3 条の改正規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13年法律第 140号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規程する改正規程を除く。以下この項において同じ。）による改正後の熊本県内水面漁場管理委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程は、この規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。